

造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
国土交通大臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）

造船・船用工業分野

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

造船・船用工業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である造船・船用工業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

造船・船用工業分野における生産性向上の取組として、①海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 43 号）に基づく

事業基盤強化計画の認定制度による生産性向上や業界再編を通じた同分野の事業基盤強化、②経済安全保障重要技術育成プログラムによるデジタル技術を用いた高性能次世代船舶開発技術の研究開発の支援、③GX経済移行債によるゼロエミッション船等の建造に係る生産設備導入の支援に取り組んでいる。事業基盤強化計画の認定制度については、令和7年5月末時点で、43グループの計画を認定し、認定した事業に係る税制特例及び政府系金融機関からの長期・低利融資等の支援措置を講じている。経済安全保障重要技術育成プログラムによるデジタル技術を用いた高性能次世代船舶開発技術の研究開発支援については、船舶の開発・設計・建造に要する期間の3割短縮を目標に掲げ、今後5年間で最大120億円を措置することとしている。今後も、引き続き造船・舶用工業全体の生産性を向上させるための支援を行うとともに、開発した技術の普及に向けた取組を進めることにより、生産性向上の取組を進めていく。

イ 国内人材確保のための取組

国内人材確保のための取組として、①造船工学の教材の作成や造船に係る若手教員の専門指導力向上のための研修プログラムの開発等による若者の造船・舶用工業への進出・定着や、②女性が働きやすい現場環境の改善、③多様な勤務形態の確保を通じた積極的な高齢者の再雇用や、就職氷河期世代も含めた中途採用の促進等として、次の（ア）、（イ）及び（ウ）に取り組んでいる。

（ア）女性、高齢者、就職困難者等の就業促進

- ① 官民が連携し、小中高生を含めた幅広い層を対象に造船所見学会等を実施
- ② 女性の採用促進のための各社の取組や造船・舶用工業分野で活躍する女性の声を「海事産業における女性活躍推進の取組事例集」として国土交通省HP等で紹介
- ③ 多様な勤務形態の確保を通じた高齢者の再雇用や就職氷河期世代も含めた中途採用促進
- ④ 業界でも大学生・高校生向けPR動画を作成し、各社独自のTVCMやSNS等を通じて造船・舶用の魅力を発信
- ⑤ 業界としても女性活躍の推進を図っており、一部の事業者では「えるぼし認定」を取得
- ⑥ 地方公共団体では、地域を支える造船・舶用産業の振興と人材確保に取り組むため、産学官による「造船教育推進協議会(今治・多度津)」や「長崎県造船振興連絡会議(長崎県)」を設置

（イ）処遇改善

- ① 国土交通省は、造船・舶用事業者が行った処遇改善の取組事例を集約し関連業界に周知
- ② 事業者は、従業員の職場環境改善、生産効率の向上、就活生へのPRのため、人事制度や給与の見直し、勤務形態の柔軟化、福利厚生の実施、工場オフィスの新築等を実施

（ウ）安全衛生対策

- ① 業界団体が共同で設立した「全国造船安全衛生対策推進本部」では、労働災害防止のためのアクションプランを策定・見直し
- ② 溶接や高所作業等の危険な業務があるため、上記のアクションプランにのっとり、官民が連携し、造船所の巡回により安全衛生対策の徹底の呼びかけを実施

こうした取組の結果、次の（エ）、（オ）及び（カ）のとおり成果がみられる。

（エ）（ア）の成果

上記（ア）の取組により、

- ① 造船分野の全就業者数に占める女性比率は増加傾向（令和元年に約 4.7% (3,670 人) から令和 7 年に約 6.1% (3,776 人) に増加）
- ② 上記の取組を含め、官民連携により様々な取組を進めているものの、造船・船用工業分野における有効求人倍率は 4 倍を超えて高止まりの状態であり、継続して取り組むことが必要

（オ）（イ）の成果

上記（イ）の取組により、

- ① 各社の取組を水平展開・共有することで、処遇改善等に取り組む事業者が増加
- ② 令和 7 年の春闘では、主要造船会社において 1 万円以上の高水準の賃金改善を実施

（カ）（ウ）の成果

上記（ウ）の官民連携した取組を進めることにより、労働災害率（度数率）は減少傾向であり、令和元年には 3.08 であったところ、令和 5 年には 1.65 に減少

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

造船・船用工業は、裾野の広い労働集約型産業として、国内に生産拠点を維持しており、そのほとんどが地方圏に存在している。特に瀬戸内や九州には、造船・船用工業が主要産業として経済、雇用において中核的な役割を担っている地域が多数存在している。地方に立地する造船・船用工業にあっては、少子高齢化・生産年齢人口減少が急激に進んでいることに加えて、若者の地方から都市部への流出により、日本人の若手就業者の確保が困難な状況にある。足下の人手不足の状況について、造船・船用工業分野における主な職種の令和 6 年度の有効求人倍率は、造船・船用工業分野で 4.43 倍、業務区分ごとには、造船区分 6.08 倍、船用機械区分 4.52 倍、船用電気電子機器区分 4.09 倍となっている。

また、船舶の代替需要、新燃料船への前倒し需要により、今後、世界の建造需要は大きく増大する見通しであり、こうした建造需要の見通し等からすれば、令和 10 年度には 18 万 1,500 人の就業者が必要となるが、上記（2）に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が 4 万 2,600 人程度緩和されることが見込まれるものの、なお 3 万 6,900 人程度の人手不足が生じると推計される。

造船・船用工業は、四面を海に囲まれた我が国にとって不可欠な海上輸送に要す

る船舶を安定的に供給し、また、裾野が広い労働集約型産業として地方の経済・雇用にも貢献している非常に重要な産業である。造船・船用工業の基盤を維持し、持続的な発展を図るためには、造船・船用工業について一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数（育成就労法第7条の2第2項第4号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。）

ア 造船・船用工業分野全体の受入れ見込数

造船・船用工業分野全体における令和6年度から令和10年度までの5年間の受入れ見込数は、3万6,900人である。

当該受入れ見込数は、造船・船用工業分野において、令和10年度には7万9,500人程度の人手不足が見込まれる中、同分野の事業基盤強化等による5年間で17%程度の生産性向上（令和10年度までに3万900人程度）や、新規採用者数の他、過去の退職者も含めた高齢者の再雇用者数、就職氷河期世代や女性を含めた中途採用の促進等による追加的な国内人材の確保（令和10年度までに1万1,700人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1号特定技能外国人の受入れ見込数

造船・船用工業分野における令和6年度から5年間の1号特定技能外国人の受入れ見込数は、2万3,400人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

造船・船用工業分野における令和9年度から2年間の育成就労外国人の受入れ見込数は、1万3,500人であり、これを令和10年度末までの2年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

(1) 造船・船用工業分野をめぐると人手不足状況の把握方法

国土交通大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 造船・船用工業分野の1号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- ② 有効求人倍率
- ③ 特定技能所属機関、登録支援機関等に対する調査
- ④ 特定技能制度における造船・船用工業分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）又は育成就労制度における造船・船用工業分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）による特定技能所属機関、育成就労実施者等からの状況把握
- ⑤ 関係業界団体へのヒアリング等

(2) 入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化

に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記２（４）イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

（３）育成就労法第 12 条の 2 の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記（１）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記２（４）ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定（育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第 16 条第 1 項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。）の停止の措置を求める。
- ② 一時的に育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

４ その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（１）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能 1 号及び特定技能 2 号に係る専門技能や日本語能力等の修得を内容とする造船・舶用工業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

造船・舶用工業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 基礎的な技能を修得し、上長からの指示に従い現場で単独で業務を行うことができるよう技能検定や溶接育成就労評価試験の合格を目指す。
- ② 自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は、監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行するために必要な実務経験を得る。

（２）治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、造船・舶用工業分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人及び育成就労外国人を受け入れられるよう図っていく。また、地方公共団体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は特定技能・育成就労の協議会等と連携し、業界内において取組の地域差が生じないように、本制度の趣旨をはじめ、本制度に係る情報や優良事例を全国的に周知することにより、外国人が特定の地域に過度に集中して就労することとならないよう配慮する。

そのほか、国土交通省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、国土交通省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

造船・舶用工業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表 1 の a. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表 3 の d. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

造船・船用工業分野において特定技能 2 号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

(ア) 技能水準

別表 2 の a. 技能水準の欄に掲げるもの

(イ) 実務経験

複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の B 1 相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

造船・船用工業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：読図作業、作業工程管理、機器・装置・運搬機の検査（外観、寸法、非破壊、耐圧気密等）、機器・装置・工具の保守管理、機器・装置・運搬機の運転、資材の材料管理・配置、部品・製品の養生、廃材処理、梱包・出荷、資材・部品・製品の運搬、清掃）に付随的に従事することは差し支えない。

また、国土交通省は、別に定めるところにより、当該特定技能外国人が従事する業務が、造船・船用工業分野に属する技能を要する業務であることの確認を行う。

ア 1号特定技能外国人について

上記 1（1）ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記 1（1）ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表 3 の a. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記 1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表 2 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ① 造船法（昭和 25 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項の事業を営む者、小型船造船業法（昭和 41 年法律第 109 号）第 2 条第 1 項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること。
- ② 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になること。
- ③ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて、多能工として必要な訓練・研修を通じたスキルアップや、いずれ管理業務に従事することを見据えた研修等を実施すること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、登録支援機関に 1 号特定技能外国人支援計画の実施を委託する場合に当たっては、上記②、③及び④の条件を満たす登録支援機関に委託すること。
- ⑦ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
- ⑧ 特定技能所属機関は、国土交通大臣の認める巡回確認機関により、職場における特定技能外国人の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成について確認を受けること。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

造船・船用工業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（１）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の（２）及び（３）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

（１）育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」の A 1 相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和 5 年法律第 41 号）第 3 条第 1 項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

（２）育成就労の開始後 1 年経過時まで満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表 3 の c. 技能水準（1 年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記 1（１）①に掲げるもの

（３）育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表 3 の d. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA 2. 2相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

造船・船用工業分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連する業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、造船・船用工業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

(1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

造船・船用工業分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA 2. 1相当以上の水準と認められるもの

(2) 転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は2年とする。

造船・船用工業分野においては、一人で溶接等の作業を行うことが求められる。溶接等の作業を行うための技能の修得に加え、安全衛生業務の十分な理解が必要であるため、同一の受入れ機関において2年の育成を継続する必要がある。

造船・船用工業分野で受け入れ実績の多い溶接職種の技量取得状況を調査したところ、1年目で60%以上を占める初級レベルでは限定された作業しか対応できず、一人で溶接作業を行えるようになるためには概ね中級レベル以上が必要であることが判明した。このレベルに到達するまでは、指導員による補佐・補助を伴うOJTによる指導が行われており、一定の時間を要する。人材の確保が困難な中では、必要な技能の修得のためにも同一の受入れ機関の研修システム内で就労することが必要である。

また、造船・船用工業は、そのほとんどが地方圏に生産拠点をもち、国内生産に占める地方圏での生産比率は9割を超えているところ、都市部を含む日本全体と比べ、地方部では人口流出等によってより早く人口減少が進むと見込まれており、人材確保が困難である。また、造船・船用工業分野における有効求人倍率は4倍と高く、深刻な人手不足に直面している中で、外国人材の確保が重要である。

2年間の一貫した育成により、安全に作業することができる技能を有する者を確保することが必要である。また、外国人の技能修得が進むことにより、外国人の待遇改善につながることも期待される。

(3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる

待遇向上策

毎年、育成就労の協議会において、当該分野における中小企業の賃上げ率を基準に、昇給率を設定・公表する。1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

造船・舶用工業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。

(2) 育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

育成就労実施者に対して特に課す条件

- ① 造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項の事業を営む者、小型船造船業法（昭和41年法律第109号）第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・舶用工業分野に係る事業を営む者であること。
- ② 育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ③ 育成就労実施者は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 育成就労実施者は、育成就労外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施すること。
- ⑤ 育成就労実施者は、国土交通大臣の認める巡回確認機関により、職場における育成就労外国人の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成について確認を受けること。

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	造船・船用工業分野特定技能 1 号評価試験 (造船) 溶接育成就労評価試験 (専門級) 技能検定 3 級 (塗装) 技能検定 3 級 (鉄工) 技能検定 3 級 (とび) 技能検定 3 級 (配管) 技能検定 3 級 (建築板金) 技能検定 3 級 (建具製作) 技能検定 3 級 (左官) 技能検定 3 級 (熱絶縁施工) 技能検定 3 級 (内装仕上げ施工) 技能検定 3 級 (工場板金) 技能検定 3 級 (家具製作)	造船 (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、船舶の製造工程 (溶接、塗装、鉄工、とび、配管、船舶加工) の作業に従事する業務)
2	造船・船用工業分野特定技能 1 号評価試験 (船用機械) 溶接育成就労評価試験 (専門級) 技能検定 3 級 (機械保全) 技能検定 3 級 (塗装) 技能検定 3 級 (鉄工) 技能検定 3 級 (仕上げ) 技能検定 3 級 (機械加工) 技能検定 3 級 (配管) 技能検定 3 級 (鋳造) 技能検定 3 級 (金属プレス加工) 技能検定 3 級 (強化プラスチック成形) 技能検定 3 級 (建築板金) 技能検定 3 級 (熱絶縁施工) 技能検定 3 級 (工場板金) 技能検定 3 級 (機械検査)	船用機械 (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により船用機械の製造工程 (溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、配管、鋳造、金属プレス加工、強化プラスチック成形、機械保全、船用機械加工) の作業に従事する業務)
3	造船・船用工業分野特定技能 1 号評価試験 (船用電気電子機器) 技能検定 3 級 (機械保全) 技能検定 3 級 (機械加工) 技能検定 3 級 (電気機器組立て) 技能検定 3 級 (金属プレス加工)	船用電気電子機器 (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により船用電気電子機器の製造工程 (機械加工、電気機器組立て、金属プレス加工、電子機器組立て、プリント配線板製造、配管、機械保全、船用電気電子機器加工) の作業に

	技能検定 3 級（電子機器組立て） 技能検定 3 級（プリント配線板製造） 技能検定 3 級（配管） 技能検定 3 級（工場板金） 技能検定 3 級（機械検査）	従事する業務）
--	--	---------

別表 2（第二 1 及び 2 関係）

項番	a. 技能水準	b. 業務区分（従事する業務）
1	造船・船用工業分野特定技能 2 号評価試験（造船） 技能検定 1 級（塗装） 技能検定 1 級（鉄工） 技能検定 1 級（とび） 技能検定 1 級（配管） 技能検定 1 級（建築板金） 技能検定 1 級（建具製作） 技能検定 1 級（左官） 技能検定 1 級（熱絶縁施工） 技能検定 1 級（内装仕上げ施工） 技能検定 1 級（工場板金） 技能検定 1 級（家具製作）	造船 （複数の技能者を指導しながら、船舶の製造工程（溶接、塗装、鉄工、とび、配管、船舶加工）の造船作業に従事）
2	造船・船用工業分野特定技能 2 号評価試験（船用機械） 技能検定 1 級（機械保全） 技能検定 1 級（塗装） 技能検定 1 級（鉄工） 技能検定 1 級（仕上げ） 技能検定 1 級（機械加工） 技能検定 1 級（配管） 技能検定 1 級（鋳造） 技能検定 1 級（金属プレス加工） 技能検定 1 級（強化プラスチック成形） 技能検定 1 級（建築板金） 技能検定 1 級（熱絶縁施工） 技能検定 1 級（工場板金） 技能検定 1 級（機械検査）	船用機械（複数の作業員を指揮・命令・管理しながら、船用機械の製造工程（溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、配管、鋳造、金属プレス加工、強化プラスチック成形、機械保全、船用機械加工）の作業に従事する業務）

3	造船・船用工業分野特定技能2号評価試験（船用電気電子機器） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（金属プレス加工） 技能検定1級（電子機器組立て） 技能検定1級（プリント配線板製造） 技能検定1級（配管） 技能検定1級（工場板金） 技能検定1級（機械検査）	船用電気電子機器（複数の作業員を指揮・命令・管理しながら、船用電気電子機器の製造工程（機械加工、電気機器組立て、金属プレス加工、電子機器組立て、プリント配線板製造、配管、機械保全、船用電気電子機器加工）の作業に従事する業務）
---	---	--

別表3（第二1、2、第三1及び2関係）

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準（1年経過時まで）	d. 技能水準（育成就労終了まで）
1	造船	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装 構造物鉄工 とび 建築配管 プラント配管 ダクト板金 内外装板金 木製建具手加工 左官 保温保冷工事 プラスチック系 床仕上げ工事 カーペット系床 仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事 機械板金 家具手加工	技能検定基礎級	技能検定3級
		手溶接 半自動溶接	育成就労評価試験（初級）	育成就労評価試験（専門級）

2	舶用機械	機械系保全 建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装 構造物鉄工 治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ 普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセン タ 建築配管 プラント配管 鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳 造 金属プレス 手積み積層成形 ダクト板金 内外装板金 保温保冷工事 機械板金 機械検査	技能検定基礎級	技能検定3級
		手溶接 半自動溶接	育成就労評価試 験（初級）	育成就労評価試験 （専門級）

3	舶用電気電子 機器	機械系保全 普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセン タ 回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤 組立て 開閉制御器具組 立て 回転電機巻線製 作 金属プレス 電子機器組立て プリント配線板 設計 プリント配線板 製造 建築配管 プラント配管 機械板金 機械検査	技能検定基礎級	技能検定3級
---	--------------	--	---------	--------